

令和7年11月定例会

總務委員會資料
(消防本部)

秋田市火災予防条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章～第3章の2 (略)</p> <p><u>第3章の3 林野火災の予防 (第29条の8・第29条の9)</u></p> <p>第4章～附則 (略)</p> <p>第1条～第28条 (略)</p> <p>第4節 火災に関する警報の発令 中における火の使用の制限 (火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p> <p>第29条 火災に関する警報 <u>(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)</u> が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>第3章の2 住宅用防災機器の設置 および維持に関する基準等</p> <p>第29条の2～第29条の7 (略)</p> <p><u>第3章の3 林野火災の予防</u> <u>(林野火災に関する注意報)</u></p> <p>第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災 (以下「林野火災」という。) の予防上注意を要すると認めることは、林野火災に関する注意報を発することができる。</p> <p>2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章の2 (略)</p> <p>第4章～附則 (略)</p> <p>第1条～第28条 (略)</p> <p>第4節 火災に関する警報の発令 中における火の使用の制限 (火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p> <p>第29条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。</u></p> <p>第3章の2 住宅用防災機器の設置 および維持に関する基準等</p> <p>第29条の2～第29条の7 (略)</p>

<p><u>市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。</u></p>	
<p>3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限に従うよう努めなければならない区域を指定することができる。</p>	
<p><u>(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</u></p>	
<p>第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。</p>	
<p>第4章 指定数量未満の危険物および指定可燃物の貯蔵および取扱いの技術上の基準等</p>	<p>第4章 指定数量未満の危険物および指定可燃物の貯蔵および取扱いの技術上の基準等</p>
<p>第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵および取扱いの技術上の基準等</p>	<p>第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵および取扱いの技術上の基準等</p>
<p>第30条～第52条 (略)</p>	<p>第30条～第52条 (略)</p>
<p>(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p>	<p>(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p>
<p>第53条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。</p>	<p>第53条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。</p>
<p>(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為 <u>(たき火を含む。)</u></p>	<p>(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為</p>
<p>(2)～(6) (略)</p>	<p>(2)～(6) (略)</p>
<p>以下 (略)</p>	<p>以下 (略)</p>

現行制度と改正に伴い追加される制度との比較表

1 現行制度

消防法に基づく火災に関する警報の発令

目的	火の使用制限			発令基準
	対象区域	罰則	制限行為	
全ての火災抑止	市全域	有り	たき火 火入れ 喫煙等	気象状況が以下のいずれかに該当し、かつ火災警戒上特に危険と認めるときに発令するもの <ul style="list-style-type: none">実効湿度 60 パーセント以下で、最低湿度 40 パーセントを下り最大風速 7 メートルを超える見込みのとき。平均 13 メートル以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき。

2 改正に伴い追加される制度

秋田市火災予防条例に基づく林野火災に関する注意報の発令

目的	火の使用制限			発令基準
	対象区域	罰則	制限行為	
林野火災の抑止	区域を指定できる	無し	たき火 火入れ 喫煙等	以下に掲げる事項を総合的に判断して発令するもの <ul style="list-style-type: none">火災気象通報天気予報残雪林野火災の発生状況林床の乾燥度等

当該注意報発令後、更なる火災危険が懸念される状況となった際は、消防法に基づき、林野火災の予防を目的として火災に関する火災警報に格上げして発令するもの